

令和8年度留学生受入促進モデル事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月

姫 路 市

1 募集の概要

(1) 趣旨目的

本事業は、台湾・台北市の高等職業学校（日本の専門学校・工業高校等に相当）の生徒及び引率教員を姫路市に招聘し、専門教育、企業実習、日本文化体験を提供することで、以下の達成を目指す。

ア 外国人留学生の受入れ促進、将来的な市内企業への就職、および地域定着を戦略的に推進するモデルを構築すること。

イ 国際的な友好親善を深め、次代を担う双方の若者に多様な学びの機会を提供すること。

(2) 業務名

令和8年度留学生受入促進モデル事業業務委託（以下「本業務」という。）

(3) 業務内容

別紙「令和8年度留学生受入促進モデル事業業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり

※ 要求水準書は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルにより提案を受け、契約候補者を決定し、仕様を変更した後、契約締結を行うものとする。

なお、契約候補者となった後に、変更する業務内容については、本市と契約候補者との協議の上、定めることとする。

(4) 業務期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。

(4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の３年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 参加表明者は法人に限る。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局国際戦略室（以下、国際戦略室という。）

〒６７０－８５０１ 姫路市安田四丁目１番地

電話 （０７９）２２１－２１１８

Email : kokusai-senryaku@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和８年（２０２６年）５月２２日から令和８年（２０２６年）７月１５日まで本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	国際戦略室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和８年５月２２日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和８年６月５日 午後４時
3	参加資格確認結果の通知	令和８年６月９日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和８年６月１６日 午後４時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和８年６月１９日

6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年7月1日
7	提案資料に係る本市からの質疑応答の実施	質疑：～令和8年7月3日 回答：～令和8年7月6日午後4時
8	契約候補者の特定	令和8年7月8日（予定）
9	契約候補者の通知	令和8年7月10日（予定）
10	契約締結予定及び審査結果の公表	令和8年7月15日（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 使用印鑑届兼委任状（様式1-2）（本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (ウ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）
- (オ) 関連企業申告書（様式2）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）5月22日から令和8年（2026年）6月5日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	国際戦略室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033343.html ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

持参する場合は、あらかじめ国際戦略室に連絡すること。

オ 提出場所

国際戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年6月3日午前9時から同月5日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年6月9日までに参加資格確認通知書を電子メールで通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月12日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により国際戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会の開催

説明会は、開催しない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第3号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kokusai-senryaku@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年6月16日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年6月19日午後2時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「令和8年度留学生受入促進モデル事業業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提案書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第4-1号、第4-2号、第4-3号、第4-4号、第4-5号、第4-6号、第4-7号、第4-8号（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

持参する場合は、あらかじめ国際戦略室に連絡すること。

(4) 提出場所

国際戦略室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年6月26日午前9時から7月1日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料に係る本市からの質疑応答の実施

(1) 前項の規定により提出した提出資料について、本市から質疑がある場合は令和8年7月3日までに参加表明書のメールアドレス宛に電子メールで質疑書を送付するので、提案者は同月6日午後4時までに回答すること。

ア 提出書類

令和8年度留学生受入促進モデル事業業務委託に係る本市からの質疑に対する回答書（様式第6号）

イ 提出方法

回答書に回答を入力し、電子ファイルの名前を参加者の名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kokusai-senryaku@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年7月6日午後4時まで

- (2) 回答は質疑に対する回答のみとし、補完的な資料の提出は認めない。
(3) 正当な理由なく質疑に応じない場合は、失格とする。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、第8項の規定により提出のあった提案資料及び、質疑応答を実施した場合は応答内容について次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、令和8年度留学生受入促進モデル事業業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係るヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・本業務を効果的に実施するためのノウハウ・経験等を有しているか。・令和元年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体（公共法人等）が発注した海外交流に関する業務の履行実績を元請として有しているか。	10点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・要求水準書を踏まえた上で、事業実施にあたり十分で効果的な人員配置体制となっているか。・留学生対応に際し、十分なスキル・知識を有する人員を配置できているか。・本市と連携体制がとれる人員配置となっているか。・業務実施体制メンバーは、本業務にとって適切か。	10点

業務計画		・要求水準書を踏まえた上で、実現可能で効果的なスケジュール設定となっているか。	10点
企画内容	(1) 事前準備・マッチング	・留学生に対して、必要な情報がわかりやすく伝わるよう工夫されているか。 ・滞りなく事業を実施し、かつ事業効果を向上させるために事前準備において適切な工夫がされているか。	10点
	(2) プログラムの企画・運営	・多様な留学生及び日本人学生の参加が見込まれるような創意・工夫がなされているか。 ・留学生及び日本人学生双方の交流が促進されるような企画の提案がなされているか。 ・日本語学習については能力向上に資するような、体制、手法がとられているか。 ・文化体験、地域交流について留学生が、少人数で日本ならではの「文化芸術」、「伝統産業」の魅力をじっくりと体験でき、高い満足度を得ることができる工夫がなされているか。 ・体験を通じ、日本及び姫路市への関心及び愛着を持ってもらう契機になるような工夫がなされているか。	40点
	(3) 渡航・滞在管理	・航空券、宿泊施設、移動手段について、確実な手配を見込むことができ、快適な内容となっているか。 ・滞在期間中のサポートおよび緊急時の対応に必要な体制が確保されているか。	10点
	(4) 成果報告業務	・アンケートについて、次年度以降の事業実施に向け、改善につながる効果的な内容となっているか。 ・当該業務委託の目的を理解し、今後の留学生誘致・定着に向けた課題整理と提言が期待できるか。	10点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25

E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00
---	---------------	-------------

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式第5号に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点110点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和8年7月8日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和8年7月13日午後4時までに、本件業務の見積書を国際戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和8年7月15日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。

- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により国際戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第230号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者。
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 本案件は電子契約による契約締結が可能です。

電子契約の利用を希望する場合は、決定後、速やかに電子契約利用申請書を提出してください。なお、業者登録の電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要です。